

占部土地改良記念碑

明治から昭和初期のころ、この六ツ美南部地区の躍進はめざましいものがあった。中島と同様に占部も例外ではなかった。当時の占部は、現在の上三ツ木、下三ツ木、中村、国正、正名、定国、坂左右、下和田、野畑が含まれ、役場は中村にあった。

1949（昭和24）年7月に六ツ美村東部耕地整理組が組織された。その後、土地改良法（1949（昭和24）年）の制定に基づいて1952（昭和27）年に占部土地改良区に組織変更された。1954（昭和29）年から土地改良の事業が行われ、その完成記念碑が占部天神境内にある。記念碑は2つ存在し両方とも1956（昭和31）に建立されている。土地改良記念碑1は衆議院議員中垣国男の撰文になっており、事業概要（沿革）が記されている。土地改良記念碑2は六ツ美村東部土地改良区の役員名簿になっている。

・土地改良の碑1（表面）

土地改良之碑

・土地改良の碑1（裏面）

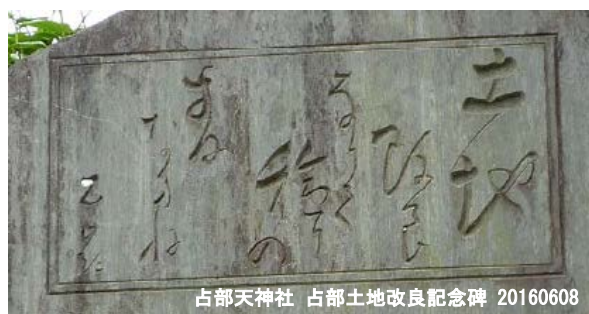
沿革

この土地改良区は碧海郡六ツ美村大字野畑 下和田 坂左右 國正中 定国 正名の地域に属し関係面積参百拾町歩に亘る耕地整理を計画し 組合員四百有余人によって昭和二十四年七月耕地整理法により六ツ美村東部耕地整理組を設立す その後土地改良法の制定に伴って昭和二十七年七月土地改良区に組織を変更し 昭和二十九年三月総事業費貳仟貳百萬圓を以つて 区画整理農道かんがい排水路橋梁暗梁立切等 予定の諸工事竣工す 尚この事業に対し国において食糧増産対策費より四割の補助金を交付せらる 組合員はよく和衷協力してあらゆる難関を克服し この大事業を完遂するに至る 依而この完成を記念し茲に碑を建立する

愛知県土地改良協会長 衆議院議員中垣国男撰文

昭和三十一年三月 六ツ美東部土地改良区 岡崎市 磯部石材店

・土地改良の碑2（表面上部）



この詩は筆者のレベルでは判読できない。

・土地改良の碑2（表面下部）

六ツ美東部土地改良区役員

理事長 山本正敏
前理事長 岩瀬正義
大字野畑 境 武、金山金彌、酒井 清、志村政治郎、酒井 泰
大字下和田 岩瀬義一、岩瀬一男、小島了一、岩瀬幸一
大字坂左右 都筑安一、太田光太郎 都築秀三郎、都筑一二、長島小三郎
小林伊作、大竹米次郎 長嶋篠作
大字国正 渡邊一夫、渡邊 毅、米津清松、小嶋春治、磯谷新太郎、米津胤吉
大字中 野々山光男、渡邊 進、山本道太郎、平井要三、近藤美代市
大字定国 近藤信治郎、杉浦 茂、山本 博、河口倉吉、杉浦貞雄
大字正名 平井吉雄、平井良一、野本幾郎、太田末雄、浅井和夫、加藤笹雄
近藤義光、早川頁治
事業推進ノ起因ヲ成シタル人 高橋松太郎、岩瀬正義、近藤清一

(注) 彌 (ビ、ミ、や、あまね)、胤 (たね)

・土地改良の碑2（裏面）

昭和三十一年三月
記念碑建設発起人
山本 正雄
岩瀬一九郎
渡邊 敏雄
浅井 道治

[暗渠（暗渠）]

暗渠（あんきょ）とは、地中に埋設された河川や水路のことであり、開渠に相対する概念である。特に都市部において、かつて開渠であった既存の水路上に道路を整備したり、農地等において地中の水分を速やかに排水したりする目的で施工されることが多い。

[耕地整理法]

耕地整理法（こうちせいりほう）は1899（明治32）年制定され、1900（明治33）年に施行された。当初、耕地整理の事業目的は「耕地の利用を増進する目的を以て其の所有者が共同して土地の交換若は分合、区画形状の変更及道路、畦畔若は溝渠の変更廃置を行うを謂う」（同法第一条）とされた。交換分合による分散所有地の集団化、一枚一枚の区画の「正形」化と「広闊」化、道路の直線化等による既耕地の耕作、適作の便の改良が目的として示された。1949（昭和24）年土地改良法（法律第196号）により、耕地整理法は1949（昭和24）年8月4日をもって廃止された。

[土地改良法]

土地改良法（とちかいりょうほう、1949（昭和24）年6月6日法律第195号）は、土地改良について定める法律である。農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的としている。



占部天神社 占部土地改良記念碑群 20150728



占部天神社 占部土地改良記念碑2 20160608



本項は以下の資料を参照・引用している。

[六ツ美村誌]

編者： 六ツ美村是調査会
 発行： 六ツ美村是調査会
 発行日： 1926（大正 15）年 12 月 1 日
 発行所： 日新堂書店
 印刷所： 活版印刷所